

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領	一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 「原価等の算定」に関する審査	第2章 「原価等の算定」に関する審査
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 営業費	第2節 営業費
1.・2. [略]	1.・2. [略]
[削除]	<u>3. 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分については、申請一般送配電事業者が平成17年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年3月31日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料に係る費用を当該申請一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結し、当該契約において、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分として計上された額に相当する額が当該契約の相手方である他の者に支払うこととなっていること及び当該使用済燃料に係</u>

3. [略] 4. [略] (1) [略] (2) 振替供給であつて<u>法第27条の33第1項</u>の許可を受けるべきものを行うための設備関係費については、原価への算入を認めない。 5. [略] 6. [略] 第3節～第5節 [略] 第6節 送配電と発電の設備区分、送配電と小売の業務区分の審査 1. 発電所内における送配電と発電の設備区分については、発電側にも利益をもたらす設備であるにも<u>かかわらず</u>、送配電に寄せた区分となっていないか等について審査する。 (1)・(2) [略] 2. [略] 第3章 効率化努力目標額の算定等 第1節 比較指標 [略] 1. 個別補正及び地域補正 (1) 個別補正 一般経費における補正は、次により行うものとする。	<u>る費用が適切に計上されていることを確認する。</u> 4. [略] 5. [略] (1) [略] (2) 振替供給であつて<u>法第27条の31第1項</u>の許可を受けるべきものを行うための設備関係費については、原価への算入を認めない。 6. [略] 7. [略] 第3節～第5節 [略] 第6節 送配電と発電の設備区分、送配電と小売の業務区分の審査 1. 発電所内における送配電と発電の設備区分については、発電側にも利益をもたらす設備であるにも<u>関わらず</u>、送配電に寄せた区分となっていないか等について審査する。 (1)・(2) [略] 2. [略] 第3章 効率化努力目標額の算定等 第1節 比較指標 [略] 1. 個別補正及び地域補正 (1) 個別補正 一般経費における補正は、次により行うものとする。
---	---

① [略] ② <u>離島等供給</u>に係る経費を控除することとする。 (2) [略] 2. [略] 第2節～第4節 [略] 第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査 [略] 1. 電気の周波数の値の維持及び算定規則第1条第2項第2号イからニまでに規定する電気の供給であって、<u>離島等</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 2. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整であって、<u>離島等</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 3. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転であって、<u>離島等</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査す	① [略] ② <u>離島供給</u>に係る経費を控除することとする。 (2) [略] 2. [略] 第2節～第4節 [略] 第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査 [略] 1. 電気の周波数の値の維持及び算定規則第1条第2項第2号イからニまでに規定する電気の供給であって、<u>離島</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 2. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整であって、<u>離島</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 3. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転であって、<u>離島</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。
---	---

る。 [略] 4. 電気の電圧の値の維持であって、<u>離島等</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 5. その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持であって、<u>離島等</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 第5章 「料金の計算」に関する審査 第1節～第3節 [略] 第4節 インバランス料金の設定に関する審査 算定規則第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。 算定規則第29条及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（<u>平成29年経済産業省令第7号</u>）附則第3条の規定に基づき、認定事業者及びみなし認定事業者（平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料	[略] 4. 電気の電圧の値の維持であって、<u>離島</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 5. その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持であって、<u>離島</u>以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。 [略] 第5章 「料金の計算」に関する審査 第1節～第3節 [略] 第4節 インバランス料金の設定に関する審査 算定規則第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。 算定規則第29条及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（<u>平成29年経済産業省令第号</u>）附則第3条の規定に基づき、認定事業者及びみなし認定事業者（平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料を
--	--

を燃料としていないもの若しくは<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則</u>（平成24年経済産業省令第46号）第14条第1項第8号ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる認定事業者及びみなし認定事業者に限る。以下「認定事業者等」という。）の求めに応じて、一般送配電事業者が、当該認定事業者等が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。	燃料としていないもの若しくは電気事業者による<u>再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則</u>（平成24年経済産業省令第46号）第14条第1項第8号ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる認定事業者及びみなし認定事業者に限る。以下「認定事業者等」という。）の求めに応じて、一般送配電事業者が、当該認定事業者等が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。
備考 表中の [] は注記である。	